

○大津町空き家改修等事業補助金交付要綱

令和5年6月14日

要綱第33号

(趣旨)

第1条 この要綱は、大津町内の空き家を有効活用することにより、大津町への移住、定住及び関係人口の増加により、地域の活性化を図るため、空き家バンク制度を活用して、空き家を購入又は賃貸借した者が行う当該空き家の改修等に対し、予算の範囲内で大津町空き家改修等事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、大津町補助金交付規則（昭和60年大津町規則第9号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次に掲げる用語の意義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 空き家 大津町空き家バンク制度実施要綱（平成31年大津町要綱第34号。以下「空き家バンク要綱」という。）第2条第1号に規定する空き家をいう。
- (2) 空き家バンク 空き家バンク要綱第2条第4号に規定する空き家バンク制度をいう。
- (3) 空き家バンク登録物件 空き家バンク要綱第4条第2項の規定により大津町空き家バンクに登録された空き家をいう。
- (4) 利用者 空き家バンク要綱第8条に規定する利用登録者をいう。
- (5) 移住 永く住むことを前提に町外から町内に住所を異動し、生活の本拠を本町に置くことをいう。
- (6) 定住 住所の異動の有無にかかわらず、本町に生活の本拠を置き、永く住むことをいう。
- (7) 所有者 空き家バンク要綱第2条第3号に規定する所有者等をいう。
- (8) 町税等 地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方税をいう。
- (9) 暴力団 大津町暴力団排除条例（平成23年条例第16号。以下「条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。
- (10) 暴力団員 条例第2条第2号に規定する暴力団員をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれかに該当する者とする。空き家バンク登録物件において、賃貸借契約を締結した所有者又は利用者空き家バンク登録物件を購入した利用者

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、補助金の交付を受けることができない。

(1) 町税等を滞納している者

(2) 3親等以内の親族間において、当該空き家に係る売買契約又は賃貸借契約を締結した者

(3) 補助対象事業に関して、国、県又は町の制度による他の補助等を受けている者。
ただし、耐震改修工事は除く。

(4) 暴力団員又は暴力団、若しくは暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者

(5) 暴力団員又は暴力団、若しくは暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者と
当該空き家に係る売買契約又は賃貸借契約を締結した者

（補助対象事業）

第4条 補助の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、補助対象者が、住居又は旅館業法（昭和23年法律第138号）第2条に規定する営業を目的とした施設（以下「宿泊施設」という。）として行う別表1に定める事業とする。

2 補助対象事業は、第7条第1項の規定による補助金の交付決定のあつた日（以下「交付決定日」という。）の属する年度の2月末日までに完了しなければならない。

（補助金の交付額等）

第5条 補助金の交付額は、補助対象事業に要した経費（消費税及び地方消費税に相当する額は除く。）に、別表2に定める補助率を乗じて得た額とし、その限度額は100万円とする。この場合において、1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額とする。

2 補助金の交付は、空き家バンク登録物件1戸につき1回限りとする。

（補助金の交付申請）

第6条 補助対象者は、補助金の交付を受けようとするときは、大津町空き家改修等事業補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付し、町長に提出するものとする。

- (1) 事業計画書・収支予算書（別紙１）
- (2) 同意書（別紙２）
- (3) 確認書（別紙３。当該空き家の居住者が県外からの移住の場合に限る。）
- (4) 収支予算書の根拠となる書類（見積書等）の写し
- (5) 実施する改修工事の詳細がわかる書類（工事明細書、設計図等）の写し
- (6) 改修工事着手前の写真
- (7) 売買（賃貸借）契約書の写し
- (8) 町税等の未納がないことの証明書（発行されて３月以内のもの）

２ 前項の申請書の提出期限は、売買又は賃貸借契約をした日から６月までとする。

（補助金額の交付決定）

第７条 町長は、前条の規定による申請があつたときは、その内容を審査し、適当と認め補助金の交付を決定したときは、大津町空き家改修等事業補助金交付決定通知書（様式第２号）により、補助対象者に通知するものとする。

２ 補助対象事業による改修工事の着手は、第１項の決定通知を受け取つた後に行うものとする。

（補助金の変更等の申請）

第８条 前条第１項の規定による通知を受けた補助対象者（以下「交付決定者」という。）は、補助対象事業を変更又は中止し、若しくは廃止しようとするときは、大津町空き家改修等事業補助金変更申請書（様式第３号）に次に掲げる書類を添付し、町長に提出するものとする。ただし、補助対象経費の10分の３を超えない額の変更については、この限りではない。

- (1) 変更内容が確認できる書類（図面等）の写し
- (2) 見積書又は改修工事に係る契約書の写し
- (3) その他必要に応じて変更内容を説明できる書類

（交付決定の変更等の通知）

第９条 町長は、前条の規定による申請があつたときは、その内容を審査し、補助金の交付決定の変更又は取消しを決定したときは、大津町空き家改修等事業補助金交付決定（変更・取消）通知書（様式第４号）により、当該交付決定者に通知するものとする。

(実績報告)

第10条 交付決定者は、補助対象事業が完了した日から30日を経過する日又は交付決定日の属する年度の3月の第3週の最終開庁日までのいずれか早い日までに大津町空き家改修等事業補助金実績報告書（様式第5号）に次に掲げる書類を添付して、町長に提出するものとする。

(1) 事業に係る経費の支払額がわかる書類（領収書等）の写し

(2) 改修工事完了後の写真

2 交付決定者のうち、交付申請時において、住民票の異動を予定していた者については、前項の書類を提出する日までに住民票を異動しておくこととし、異動していない場合は補助率を変更するものとする。

(補助金の額の確定)

第11条 町長は、前条の規定による実績報告を受けたときは、その内容を審査及び必要に応じて行う現地調査等により、補助金の交付の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、大津町空き家改修等事業補助金交付確定通知書（様式第6号）により、当該交付決定者に通知するものとする。

(補助金の請求及び交付)

第12条 交付決定者は、前条の規定による通知を受けたときは、速やかに大津町空き家改修等事業補助金交付請求書（様式第7号）を町長に提出するものとする。

2 町長は、前項に規定する請求書が提出されたときは、速やかに補助金を当該交付決定者に交付するものとする。

(交付決定の取消し)

第13条 町長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。ただし、やむを得ない理由により町長が認める場合は、この限りではない。

(1) 虚偽の申請その他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

(2) この要綱に違反していることが認められたとき。

(3) 補助対象事業を交付決定日の属する年度内に完了させることができないとき。

2 町長は、前項の規定により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消したときは、大津町空き家改修等事業補助金交付取消通知書（様式第8号）により、交付決定者に

通知するものとする。

- 3 町長は、前項の通知を受けた者（同一世帯に属する者を含む。）から、再度当該補助金の交付申請があつたときは、その申請を受理しないものとする。

（補助金の返還）

第14条 町長は、補助金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、大津町空き家改修等事業補助金返還命令書（様式第9号）により、期間を定めて既に交付した補助金の返還を命ずることができるものとする。

- (1) 前条第1項に規定する交付の取消しをしたとき。
- (2) 第11条の規定による額の確定の通知を受けた日の翌日から起算して5年以内に、当該空き家を取り壊し、又は売却したとき。

（証拠書類の保管）

第15条 補助金に関する証拠書類の保管期間は、補助金の交付を受けた年度終了後5年間とする。

（雑則）

第16条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年6月14日から施行する。

別表1（第4条関係）

対象となる事業	内容	
間取りの変更	間取りの変更、部屋等の増築・減築	
設備の改修	給排水設備	水回り（台所、浴室、便所、洗面所）の改修、給湯設備の設置・改修等
	電気設備	引込配線工事、分電盤工事、コンセント増設等
	上下水道工事	宅内配管工事等（井戸水を使用する場合は、ポンプの交換を含む。）ただし、上水道設備又は井戸設備のどちらかのみとする。
耐久性能改修	床、畳の張替え・表替え、壁、天井改修（クロス、タイルの張替え等）、建具、サッシ交換、屋根改修（雨漏り修繕含む）、	

	外壁塗装等
省エネ改修	断熱材の設置、窓の断熱改修等
防災、防犯対策改修	雨戸の設置・改修、火災報知器の設置・交換、インターホンの設置・交換等
エクステリア改修	建物と一体となったテラス、ベランダの設置・改修等
物品撤去	家財等の撤去・処分

備考

次に掲げる工事等は対象としない。

- (1) 外構工事（塀、門扉、庭、車庫、カーポート、倉庫、アプローチ等）
- (2) 庭木の剪定及び除草等
- (3) 住宅構造の改修工事を伴わない備品等の購入及び設置工事（エアコン等の電化製品、照明器具、テレビアンテナ、家具、カーテン、物置、太陽光パネル等）
- (4) インターネット回線工事
- (5) 新規のさく井工事

別表 2（第 5 条関係）

補助対象者		用途	申請者の住所票 異動	補助率	補助上限額
利用者	個人	自己の居住用	あり	2分の1	100万円
		居住用賃貸物件	なし	3分の1	
		宿泊施設	—	3分の1	
	法人	居住用賃貸物件	—		
		宿泊施設	—		
		所有者	個人	居住用賃貸物件	
法人			—		

様式第 1 号（第 6 条関係）

年 月 日

大津町長 様

申請者 住 所（所在地）

氏 名（商号又は名称）

連絡先

大津町空き家改修等事業補助金交付申請書

大津町空き家改修等事業補助金の交付を受けたいので、大津町
空き家改修等事業補助金交付要綱第 6 条の規定により、関係書類
を添えて次のとおり申請します。

- 1 改修対象空き家
空き家第 号
（所在地：大津町 ）
- 2 補助金交付申請額
金 円
- 3 補助対象事業の内容
別紙「事業計画書・収支予算書」のとおり
- 4 添付書類

	書類名	添付書類
1	事業計画書・収支予算書（別紙 1）	
2	同意書（別紙 2）	
3	確認書（別紙 3。当該空き家の居住者が県外からの移住の場合に限る。）	
4	収支予算書の根拠となる書類（見積書等）の写し	
5	改修工事の詳細がわかる書類（工事明細書、設計図等）の写し	
6	改修工事着手前の写真	
7	売買（賃貸借）契約書の写し	
8	町税等の未納がないことの証明書（発行されて 3 月以内のもの）	

別紙 1 - 1 (第 6 条関係)

事業計画書・収支予算書(個人用)

1 事業計画

契約の種別	売買契約 ・ 賃貸借契約
住民票の異動予定	あり ・ なし ※実績報告までに、住民票を異動する必要があります。
売買(賃貸)契約締結日	年 月 日
改修工事の内容	
実施予定期間	年 月 日 ～ 年 月 日

2 収支予算

収入		支出		
費目	金額	項目	金額	備考
町補助金	円	改修工事費	円	
自己資金	円			
合計	円	合計	円	

【補助金額の算出】※1,000 円未満切り捨て

支出合計金額 円 $\times 1/2 =$ 円 (≤ 上限額 100 万円)

※申請者が住民票を異動しない場合、改修後の用途が宿泊施設の場合は、補助率が「1/3」になります。

3 誓約事項

私は、大津町空き家改修等事業補助金の交付申請に当たり、次の事項について誓約します。 1 私が売買又は賃貸借契約する相手は、私及び私が同居する世帯員全員と3親等以内の親族関係にありません。 2 私及び私が同居する世帯員全員は、大津町暴力団排除条例(平成23年大津町条例第16号)第2条第1号に規定する暴力団若しくは同条第2号に規定する暴力団員又はそれらと密接な関係を有している者ではありません。 3 私は、暴力団員又は暴力団、若しくは暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者と本補助事業に係る契約はいたしません。 年 月 日 氏名 (※必ず自署してください。)

別紙 1 - 2 (第 6 条関係)

事業計画書・収支予算書 (法人用)

1 事業計画

契約の種別	売買契約 ・ 賃貸借契約
売買 (賃貸) 契約締結日	年 月 日
改修工事の内容	
実施予定期間	年 月 日 ~ 年 月 日

2 収支予算

収入		支出		
費目	金額	項目	金額	備考
町補助金	円	改修工事費	円	
自己資金	円			
合計	円	合計	円	

【補助金額の算出】※1,000 円未満切り捨て

支出合計金額 円 $\times 1/3 =$ 円
($\leq$ 上限額 100 万円)

3 誓約事項

当社は、大津町空き家改修等事業補助金の交付申請に当たり、次の事項について誓約します。

- 1 当社は、大津町暴力団排除条例 (平成 23 年大津町条例第 16 号) 第 2 条第 1 号に規定する暴力団若しくは同条第 2 号に規定する暴力団員又はそれらと密接な関係を有している者ではありません。
- 2 当社は、暴力団員又は暴力団、若しくは暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者と本補助事業に係る契約はいたしません。
- 3 当社は、当該空き家を改修した後は、居住用の賃貸物件又は旅館業法第 2 条に規定する営業を目的とした施設として活用します。

年 月 日

商号又は名称

代表者職氏名

印

別紙 2 - 1 (第 6 条関係)

年 月 日

大津町長 様

同 意 書 (個人用)

私は、大津町空き家改修等事業補助金の申請に際し、次のことに同意します。

- 1 町が、本補助金の返還事由の該当の有無の調査のため、居住状況（住民基本台帳）及び納税等の状況について、確認すること。
- 2 町が、本事業の円滑な実施、県への補助金申請にあたり、居住状況（住民基本台帳）及び課税状況について、確認すること。
- 3 当該物件が賃貸物件の場合、県への補助金申請にあたり、町から、入居者の状況の確認及び追加での書類提出を求められた際には、応じること。

住 所

氏 名

(※必ず自署してください。)

(注) 町は、本事業の実施に際して得た個人情報について、町が定める個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）の規定に基づき、適正に管理し、本事業の実施のために利用します。

別紙 2 - 2 (第 6 条関係)

年 月 日

大津町長 様

同 意 書 (法人用)

当社は、大津町空き家改修等事業補助金の申請に際し、次のことに同意します。

- 1 町が、本補助金の返還事由の該当の有無の調査のため、当該物件の利用状況及び納税等の状況について、確認すること。
- 2 町が、本事業の円滑な実施、県への補助金申請にあたり、当該物件の入居者の情報について、確認すること。
- 3 県への補助金申請にあたり、町から追加での書類提出を求められた際には、応じること。

所在地

商号又は名称

代表者職氏名



(注) 町は、本事業の実施に際して得た個人情報について、町が定める個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)の規定に基づき、適正に管理し、本事業の実施のために利用します。

別紙 3（第 6 条関係）

年 月 日

大津町長 様

確 認 書

私は、大津町空き家改修等事業により改修等を行った当該空き家に、5 年以上居住する意思がありますので、当確認書を提出します。

住 所

氏 名

（※必ず自署してください。）

様式第 2 号（第 7 条関係）

第 号
年 月 日

申請者 住 所（所在地）

氏 名（商号又は名称） 様

大津町長



大津町空き家改修等事業補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のありました大津町空き家改修等事業補助金については、大津町空き家改修等事業補助金交付要綱第 7 条第 1 項の規定により、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

- 1 改修対象空き家
空き家第 号
（所在地：大津町 ）
- 2 補助金交付申請額
金 円
- 3 補助金交付決定額
金 円
- 4 交付の条件
 - (1) 交付申請書に記載した事項を変更しようとするとき（補助金の額に変更がない又は補助対象経費の 10 分の 3 を超えない額の変更の場合を除く。）は、あらかじめ町長の承認を受けること。
 - (2) 補助事業が予定の期間内に完了しないとき、又は当該事業の遂行が困難となったときは、速やかに町長に報告し、その指示を受けること。
 - (3) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ町長の承認を受けること。
 - (4) 補助金の額の確定のために現地調査、書類確認、質問等が必要な場合は、町の求めに応じ協力すること。

様式第3号（第8条関係）

年 月 日

大津町長 様

住 所（所在地）

氏 名（商号又は名称）

大津町空き家改修等事業補助金変更申請書

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定を受けた大津町空き家改修等事業補助金については、申請内容を変更したいので、大津町空き家改修等事業補助金交付要綱第8条の規定により、関係書類を添えて次のとおり申請します。

1 改修対象空き家
空き家第 号（所在地：大津町 ）

2 申請内容の変更

(1) 変更内容

(2) 変更理由

(3) 金額

	変更前	変更後
補助対象事業に要する経費	円	円
補助金交付申請額	円	円

(4) 添付書類

- ・ 変更内容、変更箇所等が確認できる書類（図面）の写し
- ・ 見積書又は改修工事に係る契約書の写し
- ・ その他変更内容を説明する資料

3 事業の中止・廃止

（理由）

様式第 4 号（第 9 条関係）

第 号
年 月 日

交付決定者 住 所（所在地）

氏 名（商号又は名称） 様

大津町長



大津町空き家改修等事業補助金交付決定（変更・取消）通知書

年 月 日付けで変更申請のありました大津町空き家改修等事業補助金については、大津町空き家改修等事業補助金交付要綱第 9 条の規定により、下記のとおり（変更・取消）決定しましたので通知します。

記

- 1 改修対象空き家
空き家第 号
（所在地：大津町 ）
- 2 補助金変更交付申請額
金 円
- 3 補助金変更交付決定額
金 円
- 4 変更・取消の理由

様式第 5 号（第 10 条関係）

年 月 日

大津町長 様

住 所（所在地）

氏 名（商号又は名称）

大津町空き家改修等事業補助金実績報告書

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた大津町空き家改修等事業が完了したので、大津町空き家改修等事業補助金交付要綱第 10 条の規定により、関係書類を添えて次のとおり実績報告します。

1 改修対象空き家
空き家第 号
（所在地：大津町 ）

2 補助金交付決定額
金 円

3 事業完了年月日
年 月 日

4 添付書類

	書類名	添付 書類
1	事業に係る経費の支払額がわかる書類（領収書等）の写し	
2	改修工事完了後の写真	

様式第 6 号（第 11 条関係）

第 号
年 月 日

交付決定者 住 所（所在地）

氏 名（商号又は名称） 様

大津町長 印

大津町空き家改修等事業補助金交付確定通知書

年 月 日付けで申請のありました大津町空き家改修等事業補助金については、令和 5 年度大津町空き家改修等事業補助金交付要綱第 11 条の規定により、下記のとおり確定しましたので通知します。

記

- 1 改修対象空き家
空き家第 号
（所在地：大津町 ）
- 2 補助金交付決定額
金 円
- 3 補助金交付確定額
金 円

様式第 7 号（第 1 2 条関係）

年 月 日

大津町長 様

住 所（所在地）

氏 名（商号又は名称） ㊞

大津町空き家改修等事業補助金交付請求書

年 月 日付け 第 号で交付確定通知のあった大津町空き家改修等事業補助金について、下記のとおり請求します。

記

1 改修対象空き家
空き家第 号（所在地：大津町 ）

2 請求額
金 円

3 補助金の振込先

金融機関（※ゆうちょ銀行を除く）			口 座 名 義	
金融機関名		支店名等		
普　　当	番号			
ゆうちょ銀行				
記号		—		
番号				

様式第8号（第13条関係）

第 号
年 月 日

交付決定者 住 所（所在地）

氏 名（商号又は名称） 様

大津町長 印

大津町空き家改修等事業補助金交付取消通知書

年 月 日付けで申請のありました大津町空き家改修等事業補助金については、大津町空き家改修等事業補助金交付要綱第13条の規定により、下記のとおり取り消しましたので通知します。

記

- 1 改修対象空き家
空き家第 号
（所在地：大津町 ）
- 2 取消額
金 円
- 3 取消しの理由

様式第9号（第14条関係）

第 号
年 月 日

交付決定者 住 所（所在地）

氏 名（商号又は名称） 様

大津町長



大津町空き家改修等事業補助金返還命令書

年 月 日付けで申請のありました大津町空き家改修等事業補助金については、大津町空き家改修等事業補助金交付要綱第14条の規定により、下記のとおり補助金の返還を命じる。

記

- 1 返還額
金 円
- 2 返還理由
- 3 返還期限
年 月 日まで
- 4 返還方法

様式第 1 号 (第 6 条関係)

様式第 2 号 (第 7 条関係)

様式第 3 号 (第 8 条関係)

様式第 4 号 (第 9 条関係)

様式第 5 号 (第10条関係)

様式第 6 号 (第11条関係)

様式第 7 号 (第12条関係)

様式第 8 号 (第13条関係)

様式第 9 号 (第14条関係)